

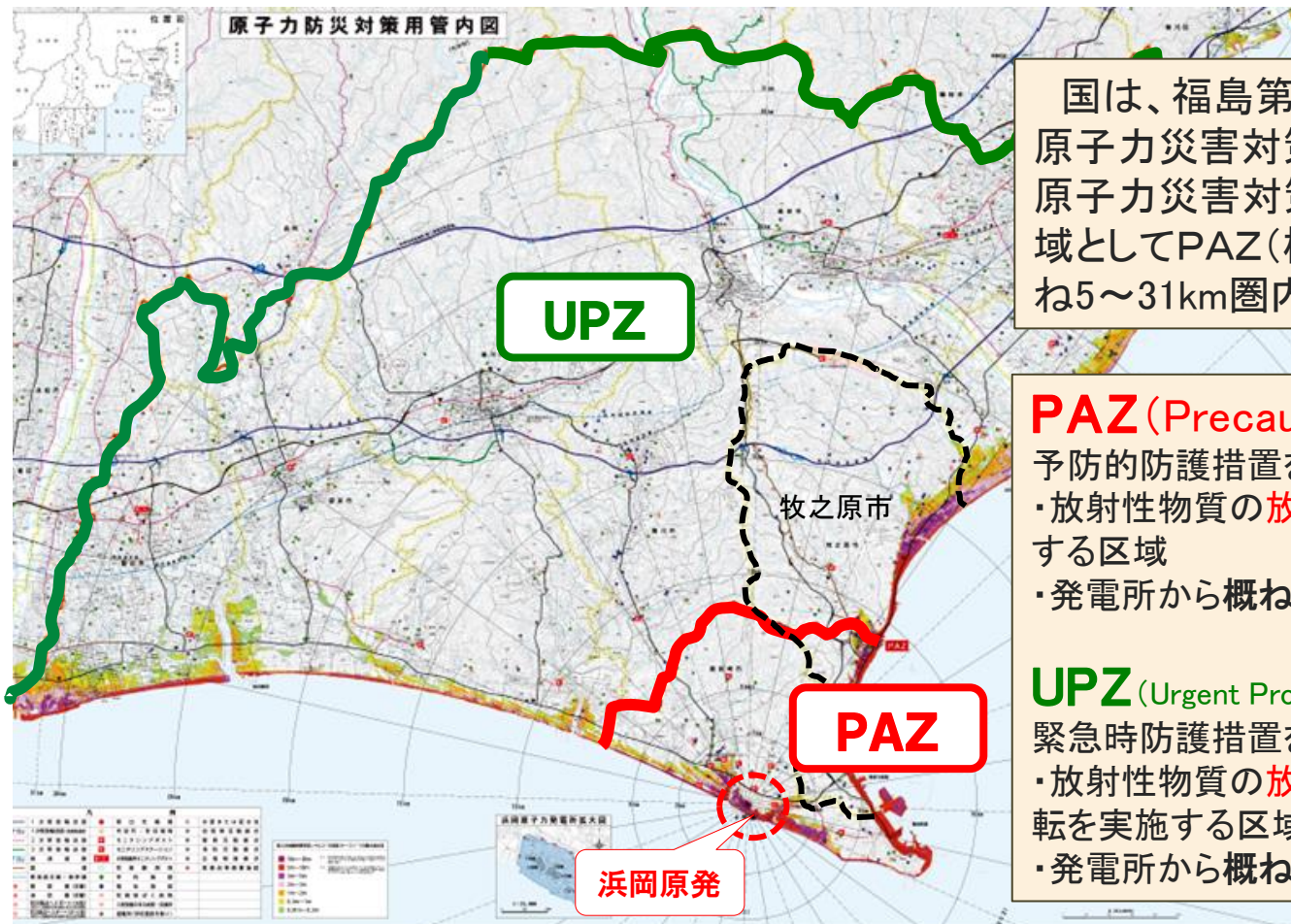
原子力災害広域避難計画方針書 の概要について

牧之原市

方針書の目的と原子力災害対策重点区域

【目的】

本方針書は、浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、牧之原市地域防災計画に基づき、実効性ある広域避難計画の根幹となる基準や体制等の方針について定めている。



国は、福島第1原子力発電所事故後、原子力災害対策指針等を大幅に見直し、原子力災害対策を重点的に実施する区域としてPAZ(概ね5km圏内)とUPZ(概ね5～31km圏内)の地域を設定している。

PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域

- ・放射性物質の**放出前**の段階から避難を実施する区域
- ・発電所から概ね5km圏内

UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域

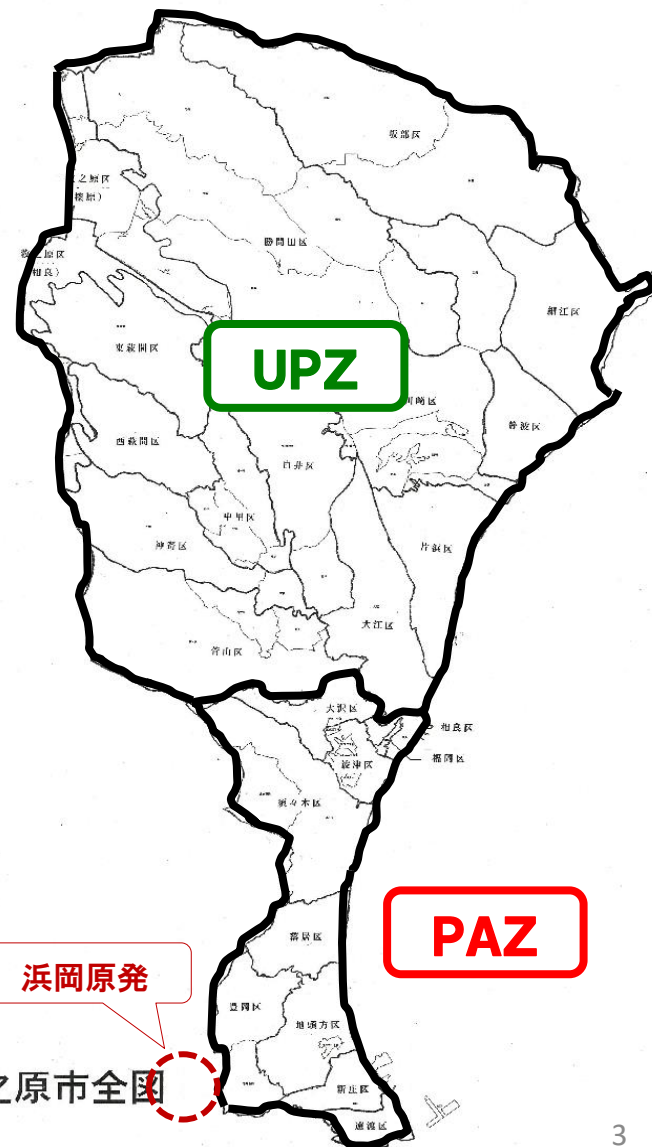
- ・放射性物質の**放出後**の段階に避難や一時移転を実施する区域
- ・発電所から概ね5km～概ね31km圏内

牧之原市 避難対象範囲の人口と世帯数

【避難対象範囲の人口・世帯数】

令和6年4月1日現在

避難対象範囲	人口	世帯数
PAZ圏内(10区) 地頭方区・落居区・豊岡区 新庄区・遠渡区・須々木区 波津区・相良区・福岡区 大沢区	11,757人	4,862世帯
UPZ圏内(上記以外の15区) 大江区・片浜区・菅山区 中里区・白井区・神寄区 西萩間区・東萩間区 牧之原区(相良)・静波区 細江区・川崎区・勝間田区 牧之原区(榛原)・坂部区	31,001人	12,511世帯
市全域合計	42,758人	17,373世帯



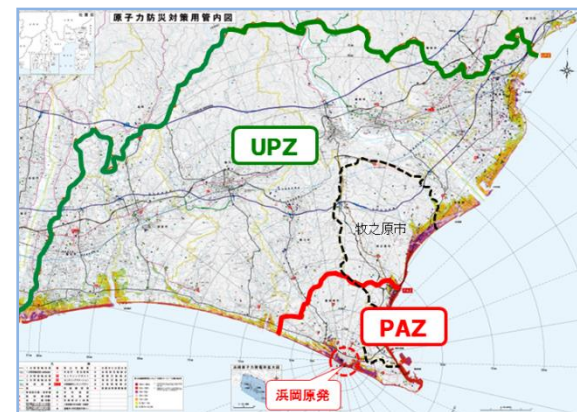
避難等の判断基準(緊急事態区分と防護措置)

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で震度6弱以上の地震が観測された時など	警戒事態 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。
原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる可能性が高いとき	全住民の避難、安定ヨウ素剤の服用の指示が出ます。	屋内退避の実施や避難・一時移転の準備を行うよう指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防護措置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に移転する一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、検査結果によっては摂取制限を行います。



避難先

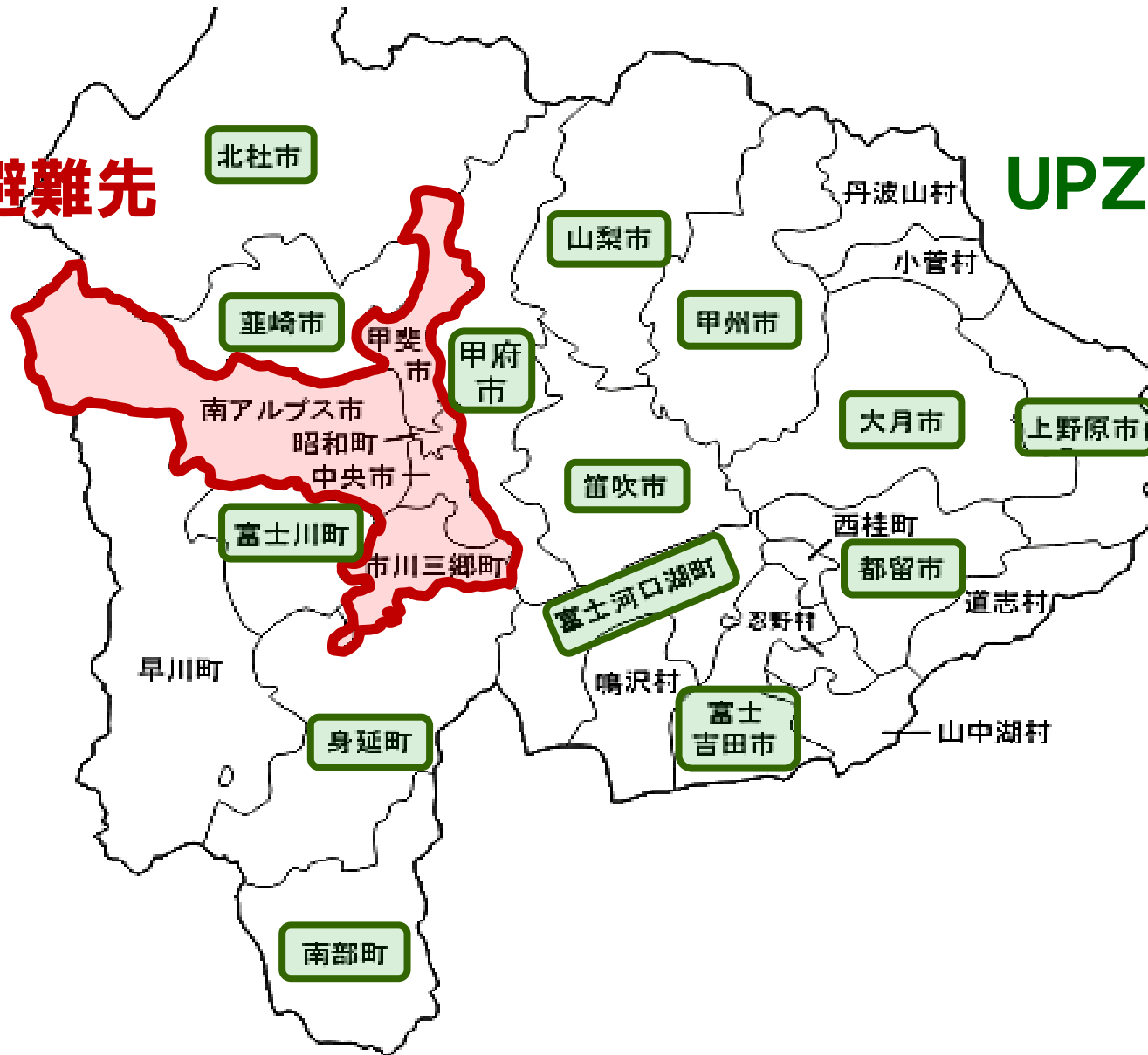
	自治区名(25区)	避難先1(原子力災害が単独で発生)		避難先2(複合災害で避難先1に避難できない場合)	
PAZ	地頭方区	山梨県	甲斐市 中央市 南アルプス市 昭和町 市川三郷町	長野県	佐久地域 上田地域
	豊岡区				
	新庄区				
	遠渡区				
	落居区				
	福岡区				
	波津区				
	相良区				
	須々木区				
	大沢区				
	大江区	山梨県	甲府市 笛吹市 甲州市 山梨市 北杜市 富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 韮崎市 富士河口湖町 富士川町 身延町 南部町	群馬県	高崎市 沼田市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 吉岡町 下仁田町 甘楽町 玉村町 榛東村
UPZ	片浜区				
	菅山区				
	中里区				
	白井区				
	神寄区				
	西萩間区				
	東萩間区				
	牧之原区(相良)				
	静波区				
	細江区				
	川崎区				
	勝間田区				
	牧之原区(榛原)				
	坂部区				

避難先1 山梨県

原子力災害が単独で発生した場合のPAZとUPZの避難先

PAZ避難先

UPZ避難先



避難先2 長野県

大規模地震等の複合災害時などで避難先1に避難できない場合のPAZの避難先

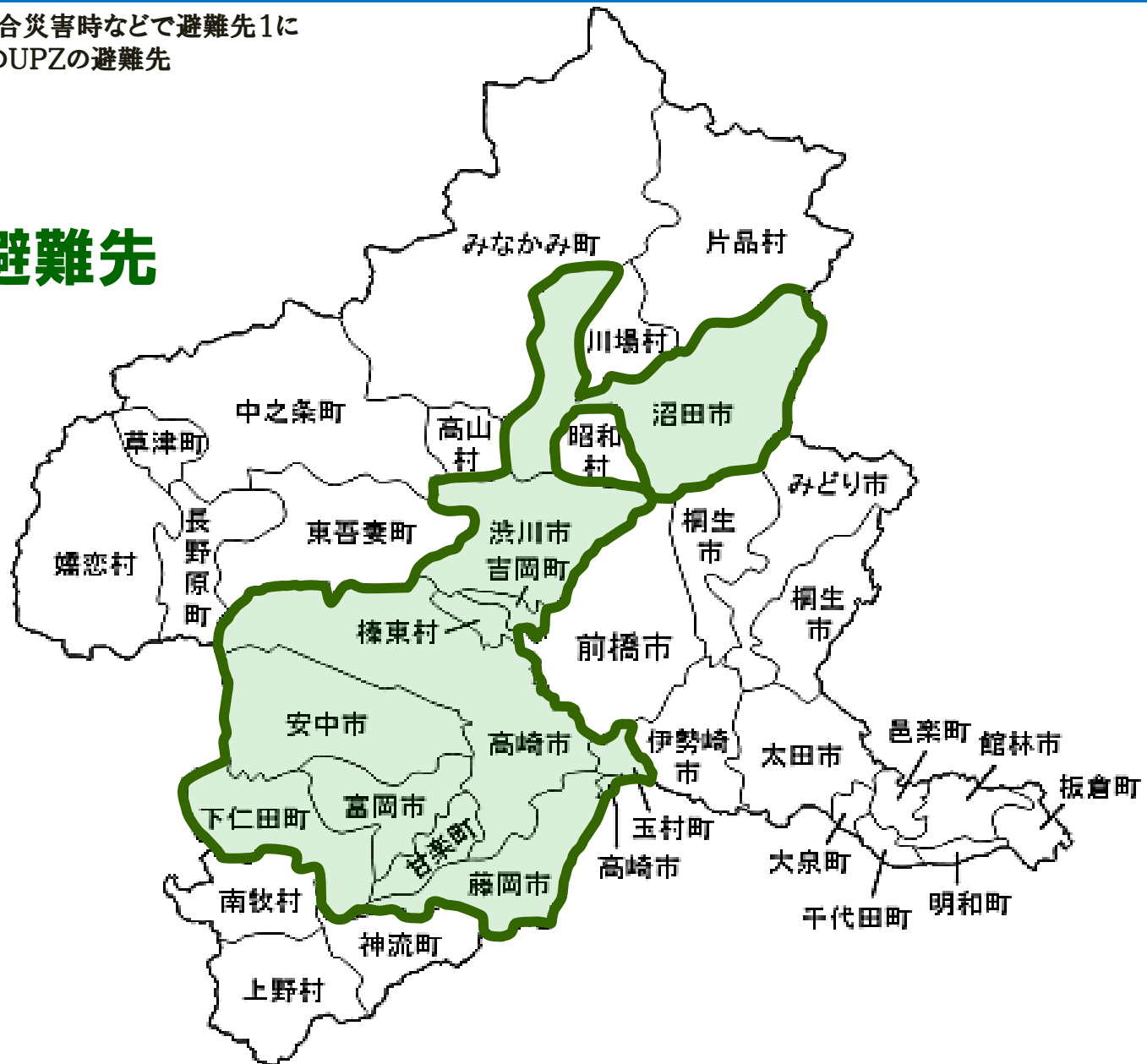
PAZ避難先



避難先2 群馬県

大規模地震等の複合災害時などで避難先1に
避難できない場合のUPZの避難先

UPZ避難先



避難の流れ

牧之原市

静岡県内
UPZ境界

避難先自治体 (山梨県・長野県・群馬県)

避難
退域
時
検
査
場
所

避難
経
由
所

避難所A

避難所B

避難所C

自 宅
(屋内退避)

職場等

班・組集合場所

一時集結地

自家用車での
避難が困難な方

自家用車

徒歩

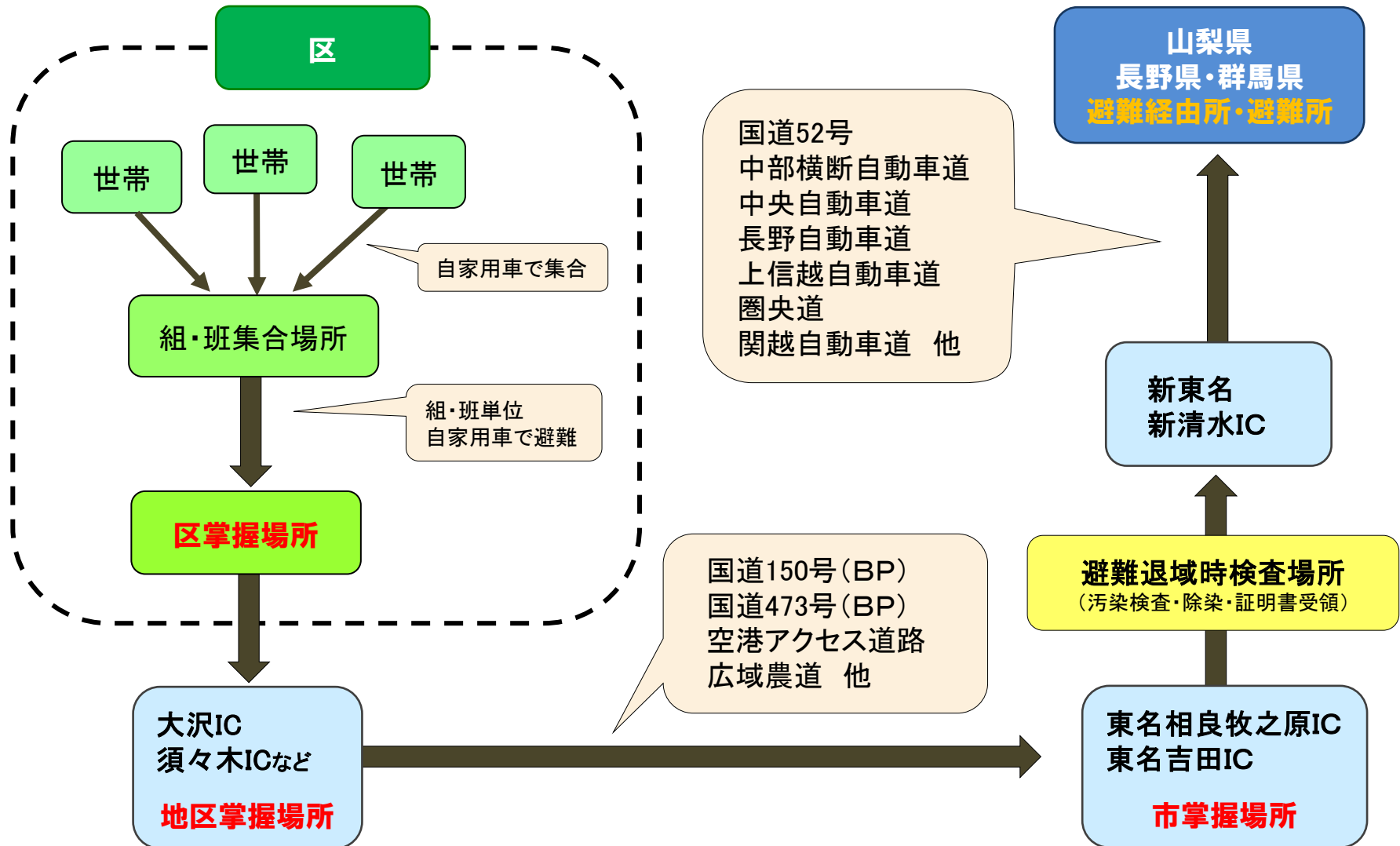
自家用車

バス

汚染検査除染
証明書受領

避難行動と経路

避難は組・班単位で自家用車を使用し、経路は幹線道路となる。

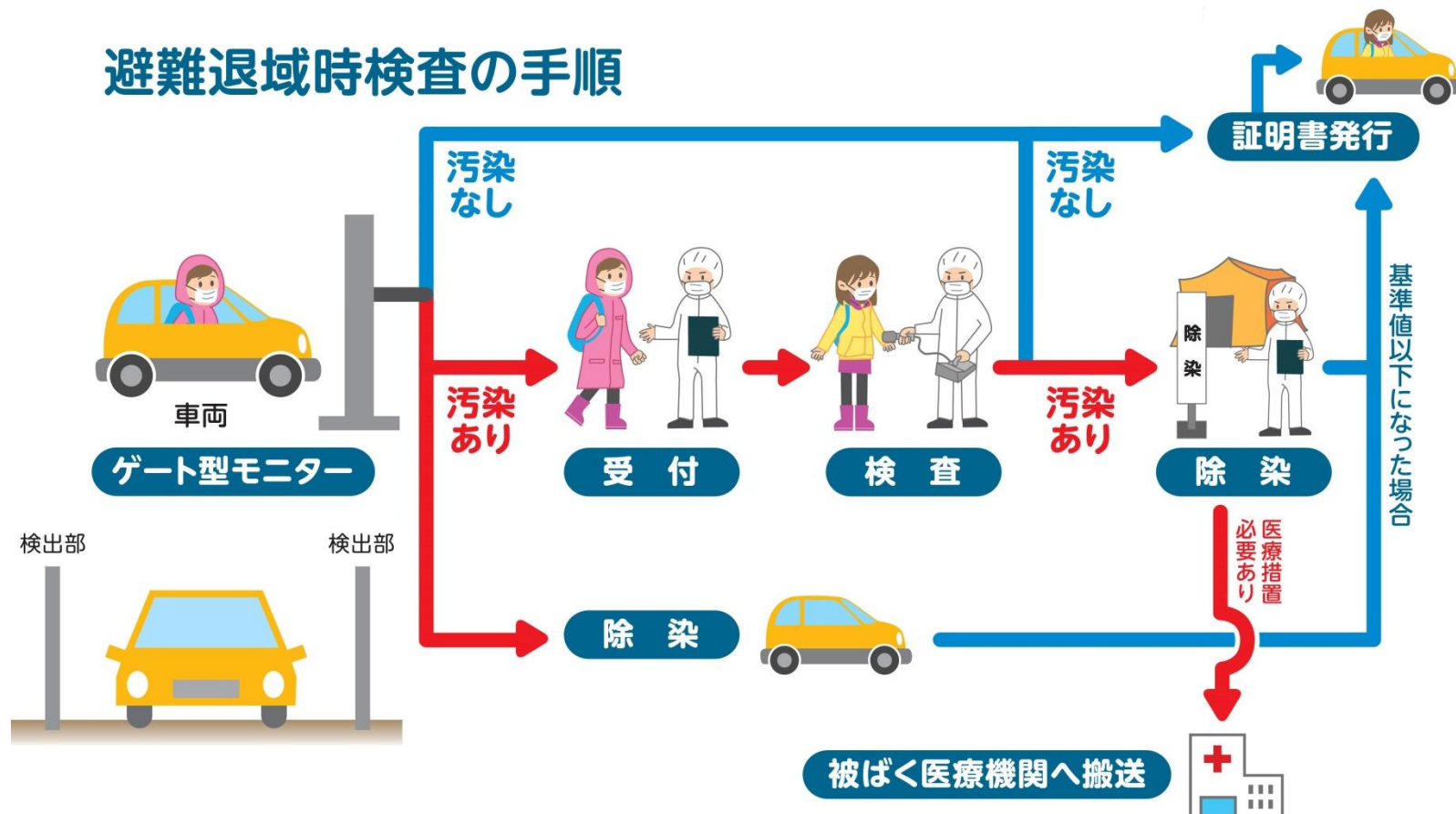


避難経路・避難退域時検査場所



避難退域時検査と簡易除染

避難退域時検査の手順



- 避難時等に放射性物質が車両や身体などについていないか汚染の状況を検査する。
- 放射性物質がついている場合は、ふき取ったり、シャワー等で洗い落として除染を行う。
- 検査済みであることの証明書が発行される。避難者は証明書を避難先で提示する。
- 専門的な治療が必要な場合は、指定された被ばく医療機関に搬送する。

安定ヨウ素剤の配布と服用

ヨウ化カリウム

丸 薬



ゼリー剤



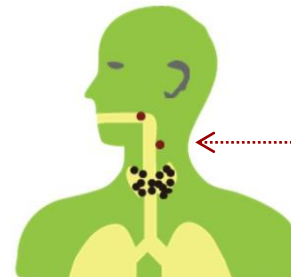
【PAZ】

- 服用指示
全面緊急事態に至った時点で、国の指示に基づき、直ちに事前配布済みの安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示する。
- 事前配布体制の整備
予備の安定ヨウ素剤の備蓄
3年毎に回収と再配布

【UPZ】

- 全面緊急事態に至った後、発電所の状況や緊急時モニタリングの結果等に応じて、国の指示に基づき安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示する。

対 象	丸薬	ゼリー
新生児	—	16.3mg
生後1ヶ月～3歳未満	—	32.5mg
3歳以上13歳未満	1丸	—
13歳以上	2丸	—



甲状腺にたまる
放射性ヨウ素に
よる内部被ばくを
低減する。

PAZ圏内 要配慮者、学校等の避難

区域	種別	対象	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
牧之原市 PAZ圏内	病院 社会福祉施設	病院 福祉施設 入所施設 通所施設	施設敷地緊急事態要避難者の 避難準備を開始	施設要配慮者 <家族と避難可能な者> → 自宅 → 退検 → 避難先 <病院入院患者> → 退検 → 避難先病院等 <施設入所者(避難行動要支援者)> 福祉車両によるピストン搬送 → 放射線防護施設 → 退検 → 避難先入所施設等		- 避難行動要支援者は防護施設避難を基本とする。 - 避難による健康悪化リスク - 長距離移動による健康悪化リスクの増大 - 防護対策可能な福祉施設(入所型)は、全て防護施設とする。 - 非防護施設利用者は、ピストン搬送にて防護施設へ避難する。
	在宅	要配慮者及び 看護者		在宅要配慮者 <避難行動要支援者> 福祉車両によるピストン搬送 → 放射線防護施設 <家族と避難可能な者> 自家用車・バス等 → 退検 → 避難先		在宅の要配慮者は、ピストン搬送にて防護施設へ避難する。
	保育所 小中学校 高校	保育園 幼稚園 小学校 中学校 高校 職員		児童・園児等 <保護者へ引き渡しが出来なかった園児、児童等> 各施設へ大型バスを配車し、教員の引率で避難 → 退検 → 避難先		引き渡しが出来ない場合、教員の引率で避難し、避難先で保護者に引き渡す。
	一般住民			一般住民 <自家用車で避難可能な者> → 退検 → 避難先 <自家用車で避難できない者> → 集合場所 → バス避難 → 退検 → 避難先		- 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難 - 自家用車が利用できない者は、バス等で避難
	合計	11,977		令和5年4月1日時点の人口	※ 退検 …避難退域時検査場所	

UPZ圏内 要配慮者、学校等の避難

区域	種別	対象	避難等の流れ			
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	放射性物質放出後
牧之原市UPZ圏内	病院 社会福祉施設	病院 福祉施設 入所施設 通所施設		施設要配慮者 屋内退避準備	屋内退避	<避難指示・一時移転指示発令後> <家族と避難可能な者> 自宅 → 退検 → 避難先 <病院入院患者> 救急車・福祉車両 自衛隊車両・ヘリ等 → 退検 → 避難先病院等 <施設入所者> バス・福祉車両 自衛隊車両・ヘリ等 → 退検 → 避難先入所施設等
	在宅	要配慮者及び 介助者		在宅要配慮者 屋内退避準備	屋内退避	自家用車・バス等 → 退検 → 避難先
	保育所 小中学校 高校	保育園 幼稚園 小学校 中学校 高校 職員	児童等・ 園児・	<保護者へ引き渡しが出来なかった園児、児童等> 引き渡し継続	校舎等で 屋内退避	<避難指示・一時移転指示発令後> 退検 → 避難先 ↓ 保護者引き渡し
	一般住民		保護者 引き渡し 一般住民	屋内退避準備	屋内退避	<避難指示・一時移転指示発令後> <自家用車で避難可能な者> 一般住民 → 集合場所 → 退検 → 避難先 バス避難 <自家用車で避難できない者>
合計		31,261	令和5年4月1日時点の人口			※ 退検 …避難退域時検査場所

検討課題

避難計画本編関係

- 避難退域時検査場所(検査・簡易除染)の拡充及び実施体制の確立
- 避難経路及び避難手段の確保対策(道路状況の把握、道路啓開、全国規模のバスの確保等)
- 避難経路の渋滞対策(避難車両の統制等)、燃料の確保、降雪対策の具体化
- 津波の被災者・避難者の避難方法
- 要配慮者、福祉施設等の避難方法
- UPZ圏内の安定ヨウ素剤の配布方法 など

検討課題

関連する計画、マニュアル等の作成

- 安定ヨウ素剤(説明・配布・管理)に関する事項
- 小・中学校避難計画に関する事項
- 保育園・幼稚園避難計画に関する事項
- 要配慮者避難計画に関する事項
- 商店・企業等の避難計画に関する事項
- 家畜・ペットの保護等に関する事項 など